

## 広島県告示第二百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によつて、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

一 处分をした年月日

平成二十年三月三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ケントク

広島市東区中山東二丁目一番七号

代表取締役 中井充

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一一九）第三四一九〇号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。

(注一) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注二) 「民間工事」とは、(注一)以外の建設工事をいう。

(注三) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十年三月十八日から平成二十年三月二十日まで

五 处分の原因となつた事実

被処分者は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所発注の志戸坂峠道路築坂トンネル照明設備工事において、平成十九年四月二日に建設業法第三条第一項の許可を受けないで、政令に定める金額以上の下請工事を請け負つた。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当すると認められる。